

交通安全だより第9号

「運転中 私はスマホをさわらない」 (2020年度 金賞交通安全標語)

9月は秋の全国交通安全運動もあり、社内の2020年秋の交通安全キャンペーンも実施中です。全国交通安全運動の期間中は警察署による取り締まりが強化される場合もありますので、いつも以上に安全運転に集中して下さい。

さて、交通安全を確保するために、道路交通法において、車が一時停止または徐行しなければならない場所や場合がいくつも定められております。今回は、そのことについてまとめてみました。ご一読ください。

I. 一時停止または徐行について

1. 一時停止しなければならない場所や場合

1) 一時停止しなければならない場所について、主なものをあげてみると、次のようになります。

①踏切

踏切を通過しようとするときは、踏切の直前（道路標識等による停止線が設けられている場合は、停止線の直前）で一時停止し、安全確認をした後でなければ進行できません。ただし、信号機が設置してある踏切で青信号に従う場合は一次停止をせずに進行できますが、その場合でも安全確認は必ず行う必要があります。

②道路標識等で一時停止すべきことが指定されている交差点

交通整理が行われていない交差点またはその手前の直近において、道路標識等により一時停止すべきことが指定されているときは、道路標識等による停止線の直前（道路標識等による停止線が設けられていない場合は、交差点の直前）で、一時停止しなければなりません。

2) 一時停止しなければならない場合について、主なものをあげてみると、次のようになります。

①歩道等を横切る場合

駐車場など道路に面した場所に出入りするために、歩道や路側帯を横切る場合は、それらの直前で一時停止しなければなりません（右上図参照）。

②横断歩道等に横断歩行者等がいる場合

横断歩道等（横断歩道または自転車横断帯）を横断していたり、横断しようとする歩行者や自転車がいる場合は、横断歩道等の手前で一時停止しなければなりません。

③緊急自動車が接近してきた場合

交差点やその付近で緊急自動車が接近してきた場合は、交差点を避け、道路の左側に寄って一時停止しなければなりません。

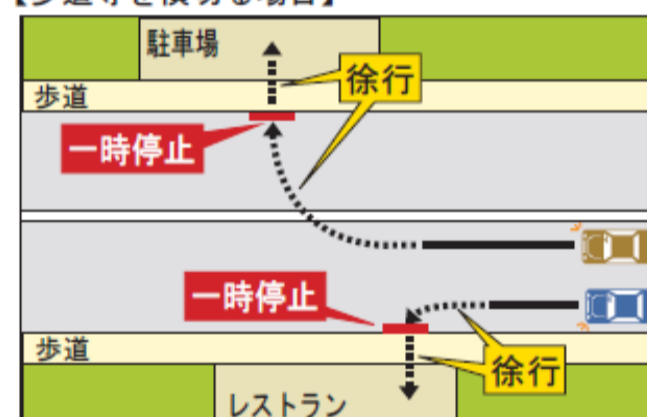
2. 徐行しなければならない場所や場合

1) 徐行とは、車が直ちに停止できるような速度（おおむね時速



※前車に続いて踏切に進入する場合でも一時停止をしなければなりません。

【歩道等を横切る場合】



※歩行者や自転車がない場合でも一時停止しなければなりません。



10キロ以下の速度)で進行することをいいますが、次の場所を通行するときは徐行しなければならないことが定められています。

①徐行の標識等がある場所

②左右の見通しのきかない交差点

※交通整理が行われている場合や優先道路を通行している場合は徐行義務はありません。

③道路の曲がり角付近

※見通しの良し悪しにかかわらず徐行する必要があります。

④上り坂の頂上付近や勾配の急な下り坂



2) 徐行しなければならない場合について、主なものをあげてみると、次のようになります。

①歩行者の側方通過時に安全な間隔が取れないとき

歩行者の側方を通過するときで、安全な間隔が取れない場合には徐行しなければなりません。

②交差点で左折や右折をする場合

交差点を左折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左端に沿って徐行します。右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の中央に寄り、交差点の中心の直近の内側を徐行しなければなりません。ただし、左折・右折のいずれも、道路標識等により通行すべき部分が指定されているときは、その指定された部分を徐行して通行します。

※道路外に出るために、右左折する場合も、徐行が義務付けられています。

【一時停止または徐行が義務づけられている場合】

次のような場合は、一時停止または徐行をして通行を妨げないようにしなければなりません。

①監護者が付き添わない児童や幼児が通行している場合

②身体障害者用の車椅子が通行している場合

③白や黄の杖を持った人や盲導犬を連れた人が通行している場合

④身体に障害のある人や高齢歩行者が通行している場合



引用：三井住友海上火災保険 8月の安全運転のポイント（2020年8月号）

http://daikai.net/drive/pdf/r02-8annzen_point.pdf

II. 今月の交通ヒヤリハット

・事業場より提出されたヒヤリハットです。危険予知活動に利用してください。

いつ	夕方
どこで	工場正面の入り口
何をしている時に	退勤時、道路に出るために一時停止していた際
どうなった	傘をさした自転車が前後左右を確認せず、自車の目の前を横切って行った

IV. 今月のスローガン (企業開発センター交通問題研究室)

「高齢者への思いやり お先にどうぞの安全運転」